

## 入札説明書

この入札説明書は、住民基本台帳ネットワークシステム秋田県代表端末（県サーバ）賃貸借等に係る入札執行及び契約の締結に関し、入札参加者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

### 1 入札に付する事項

(1) 契約の名称

住民基本台帳ネットワークシステム秋田県代表端末（県サーバ）賃貸借等

(2) 賃貸借機器等の概要

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和12年11月30日まで

ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

① 機器等の設置期限

令和7年11月30日

② 機器等の賃貸借期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

(4) 調達（賃貸借）機器等の設置場所

秋田県庁第二庁舎5階情報処理室ほか、仕様書に掲げる場所

### 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること。
- (5) 競争入札参加資格確認申請期限日から入札日までの期間内において、秋田県からの指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国又は地方公共団体との間で、本調達と同種又は類似の実績があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムについて十分な理解があり、仕様書及び地方公共団体情報システム機構が別に定める仕様に沿って機器の調達及び構築を実施し得ること。
- (7) 地方公共団体情報システム機構が配布するソフトウェアの内容を理解した上で、現行システムからの移行及び賃貸借機器の保守を実施し得ること。
- (8) 機器等の設置場所において賃貸借機器等に係る迅速なアフターサービス及び障害回復作業の体制が整備されていること。

### 3 入札説明書、仕様書及び入札に関する質問

#### (1) 問い合わせ先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県企画振興部市町村課 行政チーム

電話番号：018-860-1142/e-mail：sichoson@pref.akita.lg.jp

(2) この入札説明書及び仕様書に対する質疑がある場合は、「質問書」(様式5)により、(1)のメールアドレス(sichoson@pref.akita.lg.jp)に、令和7年7月10日(木)までに照会すること。

(3) 質問書に対する回答は、令和7年7月14日(月)までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

### 4 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の書類を次により提出しなければならない。

#### (1) 提出書類

##### ① 入札参加資格確認申請書(様式1)

※様式2～4を添付すること。

##### ② 入札保証金免除申請書(様式8)

※入札保証金の免除申請をする場合のみ提出すること。

#### (2) 提出期間

令和7年7月3日(木)から令和7年7月16日(水)まで。ただし、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

#### (3) 提出時間

午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、午後5時必着)

#### (4) 提出先

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県企画振興部市町村課 行政チーム

#### (5) 審査結果

入札参加資格の審査結果は、令和7年7月18日(金)までに文書により通知する。

(6) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

### 5 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった入札金額の100分の5以上の金額(ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供を持って代えることができる。)の入札保証金を納付しなければならない。入札保証金は、入札開始時間の前までに、市町村課行政チームに納付のこと。入札終了後直ちに還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額（ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供を持って代えることができる。）の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

① 入札保証金については、次の(1)又は(2)の書類を令和7年7月16日（水）午後5時までに提出し、審査の結果、免除と認められた者。なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において誠実に対応しなければならない。

(1) 過去2年間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び支払通知書の写し等）

(2) 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

② 契約保証金については、①(1)の書類審査の結果、免除適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除適当と認められた者。

## 6 入札を行う日時、場所及び入札書の提出

(1) 日時

令和7年7月30日（水）午前10時

(2) 場所

秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁地下1階入札室

(3) 入札書の様式

入札書（様式6）による。

(4) 提出方法

4（5）に掲げる通知を受けた者は、6に掲げる日時及び場所に入札書（様式6）を持参して、入札担当者に提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、委任状（様式7）を併せて提出すること。

(5) 入札書に記載する金額

入札書に契約期間内における1か月当たりの賃貸借料を記載すること。賃貸借料は、1に示す内容に付随する一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合には、これを中止する。

## 7 入札書等に関する事項

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者がした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 8 開札に関する事項

- (1) 開札は、原則として入札参加者又はその代理人の出席のもと、入札後直ちに行うものとする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。
- (4) 入札は2回までとし、2回目の入札を終えても落札者がいない場合は、入札金額の低い者を対象とし、随意契約の交渉を行うことがある。
- (5) 開札の際に持参するもの
  - ① 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
  - ② 再度の入札に使用する印鑑
  - ③ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）

## 9 契約の方法

- (1) 落札者の入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、1か月当たりの契約金額とする。
- (2) 契約書は作成する。

## 10 その他

- (1) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き替え又は撤回することはできない。
- (2) 県は、提出された書類について、本件入札参加資格確認及び入札要件設定並びに契約要件設定以外の目的で使用することはない。また、提出された書類は返却しない。
- (3) その他、本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び秋田県財務規則の定めるところによる。